



29受文科初第1514号
平成29年8月17日

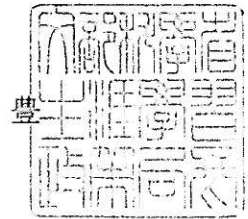
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省初等中等教育局長
高橋道



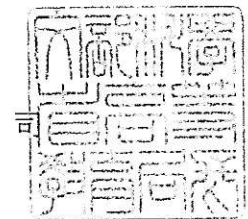
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本博



(印影印刷)

平成29年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

平成29年8月4日付け社援発0804第10号により厚生労働省から依頼のあった「平成29年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について（依頼）」（別紙1）についてお知らせします。

平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号）において、自殺予防週間を9月10日から9月16日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新た

な自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。貴職におかれては、この週間の趣旨を踏まえ、平成29年度「自殺予防週間」実施要綱（別紙2）を確認し、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、先般文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（平成29年6月7日付け29初児生第17号児童生徒課長通知）（別紙3）においては、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、これらの時期にかけて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところです。同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（専修学校及び各種学校を含む。）に対して、附属学校を置く各国立大学におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【参考】

- ・自殺予防週間について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130808.html>

- ・自殺予防週間ポスター

－児童生徒対象「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号を記載したもの（別添1）

－児童生徒、学生を含む一般対象「よりそいホットライン」の電話番号を記載したもの（別添2）

（担当）

【小・中・高等学校について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

F A X 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

【専修学校・各種学校について】

生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話 03(5253)4111(内線2939)

F A X 03(6734)3715

e-mail shosensy@mext.go.jp

【大学・短期大学・高等専門学校について】

高等教育局学生・留学生課 厚生係

電 話 03(5253)4111(内線2519)

F A X 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp



社援発 0804 第 10 号
平成 29 年 8 月 4 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

平成 29 年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺予防週間を 9 月 10 日から 9 月 16 日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり平成 29 年度「自殺予防週間」実施要綱を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の関係機関、関係団体等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館
厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線 2840, 2838）

担当者：鶴見、伊藤

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp